

令和8年度英国における神奈川県観光レップ業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度英国における神奈川県観光レップ業務委託

2 概要

本業務は、英国（以下「現地」という。）からの観光客の誘客促進を図ることを目的に、受注者が神奈川県観光レップ（以下「レップ」という。）として、現地事務所を設置し、発注者に代わって、現地の訪日旅行ニーズ、旅行会社の動向等に関する情報収集を行うとともに、発注者が提供するデータ、観光コンテンツ等を用いた、富裕層向けを中心とした効果的なプロモーションの実施とその効果検証、現地旅行会社・メディア等への神奈川県の認知拡大、誘客促進活動を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 委託業務内容

本事業の目的を達成するため、受注者はレップとして、日本国内から、また、現地事務所を活用して、次の業務を行う。

なお、業務を円滑に実施するため、企画提案により、現地における実施体制、スケジュール、情報収集の進め方、プロモーションの内容、成果目標等を示した実施計画を提案することとし、提案の選定後、速やかに発注者と協議を行い、これを確定する。

(1) 現地事務所の設置

ア 契約期間を通じて、現地に活動拠点となる現地事務所を設置し、所在地及び連絡先を発注者に提示すること。

なお、現地事務所の設置により、賃料等の新たな費用負担が生じる場合は、当該費用を委託料に含めること。

イ 現地事務所には、現地スタッフ（現地でのプロモーション活動等を行うのに相応しく、現地の旅行会社への営業活動において経験、人脈がある者）を常駐させること。

ウ 現地事務所には、円滑な事務作業を行えるよう電話、インターネット、パソコン、プリンターその他必要な事務機器が利用できる環境を整えること。

エ ウで必要となる機器の設置等により、購入代金、賃借料等の新たな費用負担が生じる場合は、当該費用を委託料に含めること。ただし、5万円以上の物品（以下「備品」という。）については、原則、購入ではなく、リースやレンタルにより対応すること。

(2) セールス活動・情報収集業務

ア 現地において(ア)の活動を行うとともに、次の(イ)から(カ)の情報を収集すること。

- (ア) 現地でのセールス・送客・販促・広告宣伝活動
 - (イ) 現地旅行会社等の動向
 - (ウ) 高付加価値旅行、M I C Eを含む訪日旅行を中心とした旅行需要
 - (エ) 神奈川県が開発した高付加価値コンテンツ（<https://kanagawa-kankou.or.jp/features/premium>）（以下「神奈川県高付加価値コンテンツ」という。）及び(3)のプロモーションに対する反応
 - (オ) (ア)の結果得られる神奈川県への送客数
 - (カ) その他発注者が依頼する情報
- イ ア(ア)及び(イ)から(カ)について、収集した情報を集計し、神奈川県の観光プロモーション事業に反映できるよう分析を行った上で、当該分析結果と合わせて、契約締結月の翌月から契約満了月までの毎月1回報告書を提出し、発注者の要請に応じて説明すること。報告書の作成要領及び提出期限等については、(7)の通りとする。
- ウ セールス活動・情報収集先の候補及び情報の取得方法
- ア(ア)、(イ)、(エ)についての、セールス活動先の候補及び情報収集先候補について具体的に提案すること。
- また、ア(オ)の送客実績は(4)イの成果目標の進捗管理となるため、可能な限り定期的に報告することとするが、その取得方法及び報告可能頻度についても具体的に提案すること。

(3) プロモーションの実施

神奈川県の認知度向上と送客につながるプロモーションを実施すること。

なお、プロモーションの実施に当たっては、神奈川県高付加価値コンテンツ、神奈川県または発注者から情報提供されるその他のコンテンツ及び発注者が運営するM I C E助成金事業などを中心にPRし、(4)の目標達成に努めること。

提案に当たっては、どのようにして神奈川県の認知度向上と送客につなげるのか、ターゲット層や、重点的にプロモーションを行うコンテンツを具体的に明記する等、プロモーション方針を示すこと。

なお、プロモーション方針を示すにあたっては、営業から販売に至るまでの一連の過程を踏まえた、実際の送客に繋がる実効性のあるプロモーション方針を示すこと。

また、次のBtoB向けプロモーション（ア、イ）と、BtoC向けプロモーション（ウ）を含むプロモーション全体について具体的に提案すること。

なお、観光庁及び日本政府観光局（J N T O）の調査・分析結果、第5期神奈川県観光振興計画及び受注者が把握している現地ニーズを示す等、提案の理由や根拠も示すこと。

ア 現地商談会への参加等（BtoB向けプロモーション）

現地から日本への旅行商品造成やプロモーションを行う者が参加する現地又は周辺国での商談会に参加するか、同質の商談会を開催すること。いずれの手法においても、神奈川県の魅力及び神奈川県高付加価値コンテンツのセールス活動等を行い、合計2回以

上（オンラインでの参加・開催の場合は2回で1回分とする）実施すること。また、その反応や改善点等についてまとめ、報告するとともに、(4)の成果目標達成に向けた営業活動を行うこと。

イ ファムツアーの実施（B to B向けプロモーション）

神奈川県高付加価値コンテンツを含む県内への送客を促すために、現地旅行会社から6名以上を招聘すること。ただし、(4)の成果目標達成に効果的であれば、6名のうち3名までを、現地からの旅行者を対象とする日本国内の旅行会社としてもよい。また、招聘は原則1社1名とするが、発注者と協議の上、効果的と判断される場合は、同一団体から複数名招聘してもよい。実施に当たっては、次の内容に留意し提案すること。

- (ア) 参加する旅行会社の候補を8社以上、理由とともに提案し、契約締結後に発注者と協議の上、招聘する旅行会社を決定すること。

なお、ファムツアーに参加する者は、商品企画担当者、営業担当者、又はそれに準じた者とする。

- (イ) 行程には、神奈川県高付加価値コンテンツ2つ以上を含め、ツアーあたり4か所以上を発注者と協議の上、決定しファムツアー催行前に参加者と行程表を発注者に提出すること。

また、訪問にかかる費用、招聘旅行会社の日本への渡航費等、ファムツアーの実施に必要なすべての費用は委託料に含めること。

- (ウ) 受注者は、ファムツアー実施後に、参加者より聴取した、商品造成の可能性や課題等を、発注者に報告するとともに関係者に共有すること。
- (エ) 受注者は、参加者の調整、行程の作成、視察先等への予約、宿泊施設や交通手段、通訳等の手配、生じた費用の支払いのほか、必要に応じて参加者との契約や資料作成を手配すること。また、当日はファムツアーが円滑に進行するよう、タイムキーピング等を行うなど、現場で運営管理全般を行うこと。
- (オ) 受注者は、ファムツアー参加者へのアンケートを作成し、実施すること。内容については、発注者と協議の上、決定すること。また、回収したアンケートは日本語に翻訳、集計、分析し、結果を発注者に報告するとともに視察先へも情報共有すること。

ウ 個人旅行者に向けたプロモーション（B to C向けプロモーション）

神奈川県への訪問を促すため、神奈川県高付加価値コンテンツや神奈川県の観光に関する現地個人旅行者向けのプロモーションとして有効な手段を、理由とともに複数提案し、発注者と協議の上、1回以上実施すること。実施に当たっては次の点に留意すること。

- (ア) 対象は在日英国人向け又は現地在住英国人向け1回以上とすること。
- (イ) 効果測定のカPIを提案し、施策実施の際に測定を行い、結果を報告すること。
ただし、あらかじめカPIの設定が困難な場合は、効果測定の手法について契約締結後に発注者と協議の上、決定すること。
- (ウ) 情報発信を行う場合は、原稿又は掲載概要を日本語に翻訳の上、事前に発注者及び

掲載する事業者の了解を得ること。また、掲載に当たっては、6 (2)に記載の通り、必要な許諾等を取得すること。

- (エ) 情報発信において個人旅行者からの問い合わせや旅行手配の依頼に対応出来るよう、問い合わせ窓口を設定し、記載すること。

エ データの活用

発注者が取得予定の訪日外国人に関する観光データ（観光コンテンツ毎の国籍別入流データ等）の共有が発注者からあった場合は積極的に活用すること。

オ その他独自提案

その他、アからエ以外で、神奈川県認知度向上と送客につながる効果的な独自提案がある場合は、委託料の範囲内で、根拠とともに提案し、実施すること。

(4) 成果目標

ア、イに示す数値以上の成果目標を設定し、提案すること。また、契約期間満了までの達成に向けた業務実施に努めること。

ア 現地旅行会社への営業件数（(3)アを除いて30件以上）

イ 神奈川県への送客数（315人以上）（送客・手配する旅行会社はどこであってもよいが、発注者が手配する人数を75人以上含むことを目標とすること）

(5) インバウンド研修会

発注者がオンラインで開催するインバウンド研修会（以下「研修会」という。）において、次の業務を実施すること。

ア 人員の手配

現地の旅行情勢や、訪日旅行者のトレンドを踏まえた効果的なプロモーション手法等の説明が可能で、参加者からの質疑応答に回答できる者を手配し、30分程度のプレゼンテーションを実施すること。

イ 受注者は、研修会で使用するプレゼンテーション用の資料を作成すること。

なお、研修会の概要は次のとおり予定しているが、詳細は、確定次第、発注者から受注者に伝達する。

(ア) 回数 1回

(イ) 時期 令和9年1月～3月

(ウ) 時間 3時間程度

(エ) 参加者 観光関連事業者等100名程度（参加者への周知は、発注者及び神奈川県が行う。）

(6) 翻訳業務

発注者が指定する文書等について、英語、日本語、双方向の翻訳を行うこと。なお、翻訳する文書等の分量は、契約期間を通じて、日本語換算で3,000字程度までを予定している。

(7) 報告業務

ア 定期報告

毎月第2金曜日までに前月分の報告書を作成し提出すること。様式は契約締結後に発注者と協議の上、決定することとする。

イ 最終報告及び業務完了届

令和9年3月26日（金）までに、契約期間を総括する内容で最終報告書（任意様式）を提出することとし、契約期間における活動内容とその成果を記載すること。

なお、契約期間を通じたプロモーションの成果に係る集計結果については、必ず含めること。また、提出の際は、別紙「業務完了届」も併せて提出すること。

ウ 作成及び提出方法

(ア) 定期報告、最終報告

定期報告は編集可能な電子データで作成し、電子メールで提出すること。また、最終報告は紙媒体カラー印刷3通及び電子データ（編集可能なファイル形式）で作成し、(ウ)の提出先まで提出すること。

なお、電磁的記録媒体を購入する場合の費用は委託料に含めること。

(イ) 業務完了届

別紙様式に必要事項を記入の上、提出すること。

(ウ) 提出先

公益社団法人 神奈川県観光協会

担当：シドニー時枝

〒231-8521

神奈川県横浜市中区山下町1（シルクセンター内）

TEL: 045-681-0007 FAX: 045-681-0009

Email: sidney@kanagawa-kankou.or.jp

(8) その他の業務

ア 受注者は、発注者が実施する現地から神奈川県への誘客促進事業について、コンサルティング等のサポートを行うこと。

イ 発注者が指定する現地旅行会社等に対し、打合せの設定等、調整を行うこと。

5 実施体制

受注者は、本業務の実施に当たり、作業責任者を定め、主に日本国内において業務全体の管理監督に当たらせること。

また、実施体制として、次の事項について発注者に提示すること。

- (1) 作業責任者及び作業員の氏名、経歴等
- (2) 現地事務所の所在地及び連絡先（電話番号、電子メールアドレスほか）
- (3) 現地事務所を拠点に活動する現地スタッフの氏名、経歴、言語能力等

6 その他

(1) 使用言語

ア 発注者との連絡と調整は、電子メール、電話、面談等の方法により、原則、日本語で行うこと。

イ 第三者へ発信、提供する英語で作成される文書は、英語のネイティブ若しくは同等の能力を有する者が作成するとともに、日本語に訳した文書を発注者に事前に提出し確認を受けること。

(2) 制作物に関する権利の帰属

委託業務における制作物について、発注者及び神奈川県観光プロモーションでの活用を予定しているため、受注者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

ア 委託業務においては、著作権、肖像権等の取扱いに十分注意すること。

イ 委託業務の履行に伴い発生する全著作物及び中間生産物のうち、第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真等を除いた一切の著作権（著作権法第27条及び同第28条所定の各権利も含むが、これらに限らない。）は、発注者及び神奈川県に帰属すること。ただし、第三者が著作権を保有している場合でも、発注者及び神奈川県が運営するウェブサイト（観光かながわNOW、Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-及び神奈川県ホームページ）、その他のSNS等や増刷分の印刷物には使用できるようにすること。

ウ 委託業務により得られる著作物及び中間生産物の著作権者人格権について、受注者は将来に渡り行使しないこと。また、受注者は成果品の制作に関与した者に対して著作権を主張せず、著作権者人格権について行使しないものとする。

エ 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。

オ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

(3) 委託事項の遵守・守秘義務

ア 受注者は、委託業務の実施に当たって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。

イ 受注者は、業務の実施により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(4) 個人情報の保護

別添「個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

(5) 再委託が必要な場合の取扱いについて

- ア 受注者が、業務上の必要性により委託業務の一部を再委託する際は、企画提案時に再委託する業務、相手方等を明らかにし、契約締結後に発注者に届出をし、書面により承諾を得ること。
- イ 再委託する業務、相手方等に変更がある場合は、受注者は、その都度、発注者の承諾を得ること。
- ウ 作業責任者の業務については、再委託してはならない。

(6) 留意事項

- ア 受注者は、発注者と十分な協議を行いながら本業務を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。
- イ 発注者は、作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができる。
- ウ 契約期間中に、変更が必要な業務がある場合は、その都度、発注者と受注者で協議の上、対応すること。
- エ 情報発信に当たっては、発注者または神奈川県が運営している外国語観光ウェブサイト「Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-」やSNS（「Facebook（ベトナム語）」、「Facebook（英語）」、「Facebook（繁体字）」、「Instagram（英語）」、「X（旧Twitter）（英語）」、「Shina Weibo（簡体字）」及び「RED（簡体字）」）があることを念頭に、必要に応じて連携すること。
- オ 契約終了時、受注者が本事業に関連し、発注者に顧客などを引き継ぐ必要が生じる場合は、契約終了日までに協議を行うこと。

(別紙様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

(公社) 神奈川県観光協会会長 殿

(受注者)

所在地：

法人名：

代表者（職・氏名）：

次のとおり、業務を完了しましたので報告します。

契約名	令和8年度英国における神奈川県観光レップ業務委託
契約年月日	
契約金額	
契約期間	
完了年月日	
特記事項	
本件責任者及び担当者	役職・氏名・連絡先

※ 本件にかかる責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先記載の場合、代表者印の押印省略可能